

新居浜工業高等専門学校物品購入等契約に係る公正入札調査委員会規程

平成19年9月12日規程第12号

(設置)

第1条 建設工事（設計・コンサルティング業務を含む。）を除く物品の購入及び製造、役務その他の契約に係る入札の適正を期し、公正取引委員会との連携を図りつつ、入札談合に関する情報等に対する的確な対応を行うため、物品購入等契約に係る公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会においては、入札談合に関する情報があった場合又は職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合には、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 公正取引委員会への通報、情報聴取の実施、入札の延期その他の対応
- (2) その他入札の公正な執行を妨げるおそれのある場合の対応

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 事務部長
- (2) 総務課長
- (3) 課長補佐（財務担当）
- (4) 総務課財務企画係長
- (5) 総務課契約係長
- (6) その他校長が必要と認めた者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、事務部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の意見を求めることができる。

(事務)

第6条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成19年9月12日から施行する。